

令和4年9月1日

税理士法人 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

**事前確定届出給与****役員賞与が損金になる特例！**

事前確定届出給与とは、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しない給与で、所定の時期に、確定した額の金銭、確定した数の株式（出資を含みます。）もしくは新株予約権又は確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式もしくは特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与です。（法34①二、令69③④、基通9-2-15の2）。

この「**事前確定届出給与**」は一定の要件のもと損金に算入することができます。

**(1) 要件**

- ① 株主総会・社員総会等において、事前確定給与の額・支給日を決議すること
- ② 次の届出期限までに所轄税務署に「事前確定届出給与に関する届出書」を提出すること
- ③ 届出した期日に届出をした「事前確定給与の額」を全額支給すること

**(2) 届出期限**

- ①株主総会等の決議により役員の職務につき所定の時期に確定額等を支給する旨を定めた場合

次のうちいずれか早い日

- a その決議をした日（その日が職務執行開始日後である場合には、職務執行開始日）から1月を経過する日
- b 職務執行開始日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日

- ②新たに設立した内国法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき所定の時期に確定額等を支給する旨を定めた場合、その設立の日以後2月を経過する日

**(3) 注意点**

- ① 支給額が役員給与として適正額の範囲内であること
- ② 届出に記載した支給日に一部だけしか支払わなかった場合にはその支給した一部の給与が全額損金に算入されません
- ③ 届出した支給日と異なる期日に支給した場合には、その全額が損金に算入されません

役員に対する報酬や賞与は、一般社員の給与とは異なり、税務上の規定に従って支給されなければ損金算入できません。そこで役員賞与を損金算入できる事前確定届出給与を活用することを検討してはいかがでしょうか。